

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 31 日

雫石町長 深谷 政光

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 長山地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- 平成 27 年 2 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数 243

法人 4 経営体

個人 33 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 担い手はあるが充分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 今後、遊休農地を活用する場合や農業経営をリタイアする場合等、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、人・農地プランへ位置づけを行うことにより、農地の適切な管理を行うようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

- 転作田での飼料作物生産による酪農・和牛繁殖・和牛肥育・野菜栽培・菌茸栽培等を取り入れた複合化とコスト削減をさらに進める。
- 大豆、麦、野菜、生乳、南部かしわといった農畜産物の生産から加工・販売までを手掛けているが、さらに新製品の開発などで拡大を図っていく。
- 農畜産物加工、グリーンツーリズム、産直等現在も取り組みをさらに拡大し、地場農畜産物の価値を高めていく。
- 水稻を主体とするが、一部で転作田における大規模な花卉栽培が行われており、売れる品種の栽培と燃料費に係るコスト削減により収入アップを図っていく。
- 町内でも後継者である就農者が多くいる地域であり、さらに意欲ある若者の研修を受け入れることで新規就農者の確保・育成を進めていく。